

公立学校臨時的任用職員（常勤講師）及び会計年度任用職員（非常勤講師）の登録募集について

宮城県教育委員会



宮城県で講師をしませんか。
みやぎの子どもたちの学びには
あなたの力が必要です！

講師の経験をしてよかった…と思える1年にしましょう！

【講師を経験した方の声】

- 講師経験を通して学んだことが今の自分の支えとなっています。子どもと共に自分も成長できる機会になることでしょう。（東部教育事務所管内：小学校）
- 講師だからこそ経験できることがたくさんあります。小学校での講師経験が今の私にとって大きな糧となっています。（気仙沼教育事務所管内：中学校）
- 素敵な先生方や個性豊かな生徒たちに出会い、「教員」として働き続けたいと強く考えるようになりました。ぜひ、一緒に働きましょう！（県立学校：高等学校）
- 教員採用で不合格だったけれど、周りの先生方に多くのことを教わり、自信を持って教員採用に再挑戦することができました。（県立学校：特別支援学校）

【よくある質問】

Q1. 勤務時間や給料はどうなっているの？

- A1. 常勤講師は、正規職員に準ずる形で、給料や期末・勤勉手当（ボーナス）が支給されます。もちろん、通勤手当や住居手当も、正規職員に準ずる形で支給されます。経験年数によって異なりますが、新任の先生とほとんど違いはありません。
- 非常勤講師は、授業の持ち時間数に応じて報酬が支払われます。通勤に係る費用も、支払われます。（詳しくは裏面の「勤務条件等について」を参照）

Q2. 学校が忙しすぎて、採用試験の勉強ができないのでは？

- A2. 実際に学校で働くことをとおして、何よりも「現場の」経験を積むことができます。先輩の先生方を参考に、正規採用となったときの自分の姿をイメージしながら教壇に立てることは何よりもプラスです。各学校「働き方改革」を進めていますので、自分の時間をしっかりと確保して、勉強にも取り組むことができます。

令和8年度に宮城県の公立学校における臨時的任用職員（常勤講師）または会計年度任用職員（非常勤講師）を希望する方は名簿作成の資料としますので、裏面のとおりに申し込みをお願いします。

登録期限：令和7年12月19日（金）

宮城県 講師登録

Q検索

※ 登録募集は年間を通じて行っていますが、上記期日までに登録されると、来年度の任用に向けた講師名簿に登録されます。

1 登録方法：電子申請

Web ページ上から電子申請することで講師登録が完了します。

【教職員課 Web ページ】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ky-teacher/>

2 登録情報の取扱

- (1) 登録された情報については、教職員課で厳重に管理します。
- (2) 宮城県教育委員会が作成した名簿は、各教育事務所及び各県立学校に提供します。
(私立学校への紹介可とされた方については、私立学校への提供も行います。)

3 登録上の諸注意

- (1) 講師登録は、任用を保証するものではありません。(希望校種、教科・科目等と各学校の欠員状況に応じて年度途中から任用される場合や任用されない場合もあります。)
- (2) 任用については、教育事務所及び県立学校を通じて連絡いたしますので、指示に従ってください。
- (3) 原則として、来年度4月以降の任用を前提とした登録になりますが、今年度内の任用を希望する場合は、教職員課及び各教育事務所までご連絡ください。

4 問合せ先

宮城県教育庁教職員課 〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1

Tel 022-211-3632 (小中学校校人事班) 211-3633 (県立学校校人事班)

※小学校・中学校で講師を希望する人は、各教育事務所でも受付をしています。

勤務条件等について

■ 臨時的任用職員(常勤講師)

- 1 任用期間
正規職員の休暇等の事由により異なります。
(例) 正規職員が、出産に伴い産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間(約16週間)
- 2 勤務時間・休暇等
 - イ 勤務時間 正規職員と同じです。
(1週間当たり38時間45分)
 - ロ 週休日及び休日
日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
(12月29日から翌年の1月3日まで)
 - ハ 年次有給休暇
任用期間の月数に応じて付与されます。
(例) 4ヶ月任用される場合、「7日」付与
 - ニ 病気休暇 正規職員と同じです。
(例) 私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間
 - ホ 特別休暇 正規職員と同じです。
(例) 職員の親族が死亡した場合等
- 3 給与・諸手当
 - イ 給料 正規職員に準じて支給します。
(例) 四年制大学新卒の者が県立高校の講師に任用の場合
教育職給料表(一)I級25号俸(249,000円)
 - ロ 各種手当 正規職員と同じです。
(例) 通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当等
- 4 服務及び懲戒
正規職員の例によります。
- 5 健康保険等の加入
2ヶ月以上の任用が見込まれる場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金(日本年金機構)が適用されます。2か月以上の任用が見込まれない場合は、国民健康保険の適用、もしくは、親族の被扶養者となります。
※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

■ 会計年度任用職員(非常勤講師)

- 1 任用期間
正規職員の休暇等の事由により異なります。
(例) 正規職員が病気休暇を取得する場合、当該休暇の期間
- 2 勤務時間・休暇等
 - イ 勤務時間 1週間につき、正規職員の1週間の勤務時間(38時間45分)の3/4以内、かつ1日7時間45分以内です。
 - ロ 年次有給休暇 任用期間の月数並びに勤務日数又は勤務時間数等に応じて付与されます。
(例) 新規任用で3ヶ月間・週3日勤務の場合、「2日」付与
 - ハ その他の休暇等
(例) 選挙権その他の公民としての権利を行使する場合等
- 3 報酬・費用弁償等
 - イ 報酬
1時間当たり3,360円(支給額については、校種、課程、任用形態、支給区分及び任用年度により異なる場合があります。)
 - ロ 費用弁償
通勤方法等により、職員等の旅費に関する条例の規定に基づき旅費の例により支給します。
 - ハ 期末勤勉手当
年間平均して1週あたり15時間30分以上勤務する場合に支給されます。
- 4 服務及び懲戒
正規職員の例によります。
- 5 健康保険等の加入
一定の条件を満たす場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金(日本年金機構)が適用されます。なお、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。
※ 要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。